

令和8年度 鹿沼市会計年度任用職員任用候補者登録試験 【障害者相談員・障害支援区分認定調査員】

試験案内(保健福祉部 障がい福祉課)

鹿沼市保健福祉部障がい福祉課では、令和8年4月から市役所本庁舎において、会計年度任用職員として勤務していただく方を募集します。

令和5年度当初から任用されている方(令和7年度末で令和5年度からの勤務継続が満3年になる方)で、令和8年度も引き続き任用を希望する方は、今回、申込みが必要になります。

試験日 令和8年2月6日(金)

◆ 受付期間 ◆

令和7年12月26日(金)～令和8年1月16日(金)(消印有効)

※できるだけ郵送でのご提出をお願いします。

持参する場合の受付時間は、8:30～17:15までです。

1 任用区分等

任用区分、任用根拠、任用期間等については、次の表のとおりです。

任用区分	任用根拠	任用期間等
会計年度任用職員	地方公務員法第22条の2	任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1会計年度以内です。勤務成績が優秀な場合は、任用を継続することができます。

2 募集する職種、採用人員数及び試験の種類等

番号	職種区分	採用人員数	試験の種類
1	障害者相談員	1人	面接試験及び書類審査
2	障害支援区分認定調査員	2人	"

※継続申込者については、勤務評定を実施し、合格とするかどうかを判断します。

3 勤務の内容

番号	職種区分	勤務の内容
1	障害者相談員	① 障がい福祉制度及び障がい福祉サービスの情報提供・相談等 ② 障がい福祉に関する申請及び届出書類等の受付、処理等 ③ 障がい者来庁時の用件に応じた窓口等への案内 ④ 障害者手帳等に関する事務

		<p>⑤ 障がい者団体に関する事務</p> <p>⑥ 資料作成、電話対応等の一般事務、窓口業務その他の通常の業務の全般的な補助</p> <p>⑦ その他障がい者福祉に関する相談等</p>
2	障害支援区分認定調査員	<p>① 障がい者等の自宅や施設などを訪問し、所定の項目に基づき面接調査を実施、障害支援区分判定ソフトで一次判定を行う</p> <p>② 電話対応等の一般事務、窓口応答業務その他の全般的な補助等</p>

4 受験資格

- (1) 障害支援区分認定調査員は、保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は相談支援専門員のいずれかの資格を有する方
- (2) 普通自動車運転免許証を所持している方
- (3) 年齢、性別、学歴は、問いません。
- (4) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 鹿沼市職員(臨時、非常勤を含む。)として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 試験日時、試験会場、試験の内容及び試験結果

(1) 試験日時

令和8年2月6日(金)

※受付時間等の詳細は、受験票を送付する際にお知らせします。

(2) 試験会場

鹿沼市役所(鹿沼市今宮町1688-1) 行政棟1階

(3) 試験の内容

ア 面接試験 主として人物について、集団又は個人面接による試験を行います。

イ 書類審査 志望動機、受験資格の確認等の審査を行います。

(4) 試験結果

令和8年2月末日までに受験者全員に通知します。

なお、個人の特定ができないため、電話等での問い合わせには応じません。

6 勤務条件等(令和8年4月1日予定)

番号	職種区分	勤務時間(勤務時間数)	月勤務	報酬の額
			日数	月額(初年度)
1	障害者相談員	8:25~16:55(7時間30分)	18日	213,975円
2	障害支援区分認定調査員	8:25~16:55(7時間30分)	19日	239,542円

※報酬の額は、継続勤務年数等に応じた金額となります。また、令和8年度人事院勧告に伴う措置として、報酬の額が改定(増額)される場合があります。

勤務条件等の注意事項

- 月勤務日数は、1か月に勤務する日数の上限です。
- 翌年度も継続して任用する場合は、報酬月額の昇給があります。
- 休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合に勤務時間の中で45分又は1時間が割り振られます。
- 休日は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日となります。
- 通勤費用弁償は、自動車等の使用距離が片道2km以上の場合に支払われます。
- 賞与は、任期が6か月以上あり、1週間の勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員に対し、勤務実績に基づき支給されます。
- 勤務条件が基準に達した場合は、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入します。
- 休暇は、任用予定期間及び継続勤務年数、勤務日数に応じて、年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる特別休暇があります。年次有給休暇の日数は、労働基準法等の規定に基づき算定し、付与されます。
- 任用期間中は、秘密を守る義務や職務に専念する義務など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。

7 受験手続

(1) 受験申込みの方法

ア 提出書類

- (ア) 鹿沼市会計年度任用職員任用候補者登録試験等申込書(第1面、第2面、第3面)
- (イ) 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)(受験票を送付します。)
- (ウ) 障害支援区分認定調査員については、資格証明書(登録証等)の写し

※返信用封筒にて受験票を送付します。返信用封筒の提出漏れ、返信先住所・宛名の記載漏れには、ご注意ください。

イ 提出先

鹿沼市保健福祉部障がい福祉課あてにご提出ください。

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1(市役所行政棟1階)

電話 0289-63-2127(障がい医療係)…「障害者相談員」

0289-63-2176(障がい福祉係)…「障害支援区分認定調査員」

ウ 受付期間

令和7年12月26日(金)から令和7年1月16日(金)まで(消印有効)

※角形2号の封筒を使用し、その表に「会計年度任用職員申込」と朱書きして郵送してください。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留等の方法で申し込みください。

※受付期間前及び受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

※できるだけ郵送でのご提出をお願いします。

持参する場合の受付時間は、8:30~17:15までです。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日までは、受付できません。

エ 受験票の送付

申込書の記載事項を確認次第、1月30日(金)までに順次返送します。

※1月30日(金)までに届かない場合は、障がい福祉課(0289-63-2127、又は63-2176)へお問い合わせください。

(2) 受験の際の注意事項

ア 試験当日持参するもの

(ア) 受験票

イ その他

(ア) 試験等申込書の職歴、資格免許の記入欄が足りない場合は、各自でA4サイズの用紙(様式は任意)に簡潔に記載してください。

(イ) 試験当日は、試験会場の駐車場をご利用ください。

8 その他

(1) 会計年度任用職員への任用は、常勤職員への採用とは無関係であり、常勤職員採用の際に優先されるものではありません。

(2) 提出していただいた個人情報については、任用手続に関するごとにのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。ただし、提出していただいた登録試験等申込書等の写しを行政経営部人事課に提供しますので、ご了承ください。

◆ この試験に関する問い合わせ先 ◆

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市保健福祉部障がい福祉課(市役所行政棟1階)

障害者相談員:障がい医療係 電話 0289-63-2127(直通)
障害支援区分認定調査員:障がい福祉係 63-2176(直通)